

広報 りくぜんたかた

〈臨時号⑤2〉

【発行】

陸前高田市企画部協働推進室
(災害対策本部：学校給食センター)

平成23年5月10日

仮庁舎代表電話：0192-59-2111

おおふなとさいがいFMで、毎日本市の情報を放送しています。周波数は80.5MHzで、午前8時、11時、午後2時、5時の4回放送しています。広報と合わせてそちらもご利用ください。

災害義援金などの支給について～市被災者支援室から～

被災者支援室では、現在、災害義援金などの支給の準備を進めています。支給に関する申請の手続や各種支援制度に関する相談会の実施については、詳細が決まり次第お知らせします。

なお、住家被害に関する災害義援金などの申請については、「り災証明書」が必要となりますので、市役所税務課の窓口であらかじめ交付を受けてください。

また、災害義援金などは、口座振込により支給しますので、預金通帳、キャッシュカードなど振込口座の情報が確認できるものを準備してください。

1 災害義援金

日本赤十字社や岩手県などに全国から義援金が寄せられています。震災により死亡した人の遺族並びに行方不明者の親族、災害により被災した住家の世帯主に対し見舞金を支給します。

■死亡または行方不明見舞金・・・対象者1人当たり50万円

■住家損壊等見舞金・・・全壊または全焼：1戸当たり50万円
半壊または半焼：1戸当たり25万円

2 災害弔慰金など

(1) 災害弔慰金…災害により死亡した人の遺族に対して、災害弔慰金を支給します。

■生計維持者が死亡した場合・・・500万円

■その他の者が死亡した場合・・・250万円

(2) 災害障害見舞金…災害による負傷、疾病で精神または身体に著しい障がいが出た場合に、災害障害見舞金を支給します。

■生計維持者が重度の障害を受けた場合・・・250万円

■その他の者が重度の障害を受けた場合・・・125万円

【死亡、行方不明、重度障がいなど】 (単位：万円)

種別	災害義援金	災害弔慰金など			
		弔慰金		障害見舞金	
		生計維持者	その他	生計維持者	その他
死亡	50	500	250	—	—
行方不明	50	500	250	—	—
重度障がい	—	—	—	250	125

3 被災者生活再建支援制度

災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。支給額は、次の2つの支援金の合計額となります。(ただし、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が4分の3になります)

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

■全壊など…100万円 ■大規模半壊…50万円

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

■建設・購入…200万円 ■補修…100万円 ■賃借(公営住宅を除く)…50万円

【住宅の被害】 (単位：万円)

種別	災害義援金	被災者生活再建支援制度			
		基礎支援金	加算支援金		
			建設・購入	補修	賃借(公営住宅を除く)
全壊	50	100	200	100	50
大規模半壊	25	50			
半壊	—	—	—	—	—

詳しくは、陸前高田市被災者支援室(☎090-3148-3842)まで。

◆災害救助法の適用延長にかかる支援物資の供給について～市災害対策本部～

東日本大震災により被害を受けた人への公的な救助を行う災害救助法の適用が、7月10日(日)まで再延長されました。このことから、被災した皆さんにはこれまでと同様に必要な物資を配布します。

また、仮設住宅に入居した人や、自宅に被害はないがライフラインなどの関係から炊事の困難な人に対しては、食料の配布は当面継続します。ただし、日用品の受け取りはご遠慮願います。

◆高田町鳴石団地内で水道の開栓作業を実施

5月10日(火)から、高田町の鳴石団地内で水道の開栓作業を行います。作業が終わった住宅から順次水道を利用できますので、各世帯において確認してください。

なお、他の地区についても、作業が進み次第開栓を行いますので、詳細が決まりましたら広報などでお知らせします。(水道事業所)

◆5月分の不燃物収集のお知らせ

5月分の燃えないごみの収集を次のとおり行います。今月の収集期間は16日(月)から20日(金)のみとなりますので、注意してください。

なお、燃えるごみ・資源ごみの収集もこの日程で行います。

日(曜)	16日(月)	17日(火)	18日(水)	19日(木)	20日(金)
収集地区	広田町	小友町 米崎町	高田町 竹駒町	気仙町	矢作町 横田町

※清掃センターでは、燃えるごみ・燃えないごみ・資源ごみの持ち込みを受け入れています。受入時間は、月曜から金曜日までの午前10時から正午、午後1時から3時までとなっています。

◆郵便局巡回事業のお知らせ

郵便局株式会社では、次のとおり巡回営業を行います。

▽車両型郵便局による営業

営業日	営業場所	営業時間
月曜～金曜日	広田町大久保地区 (広田小学校前交差点の南側)	午前11時～午後2時

▽移動郵便車による営業

営業日	地区	営業場所	営業時間	営業日	地区	営業場所	営業時間
10日(火)	長部	長部コミセン	午前11時 ～午後2時	23日(月)	長部	長部コミセン	午前11時 ～午後2時
12日(木)	広田	中沢浜公民館		26日(木)	米崎	米崎小学校	
17日(火)	小友	モビリア		27日(金)	広田	中沢浜公民館	
19日(木)	広田	蒲田公民館		30日(月)	小友	モビリア	
20日(金)	小友	マルナカ					

詳しくは、郵便局株式会社東北支社移動郵便車担当(一関郵便局内、☎0191-23-4176)まで。

◆使い捨てコンタクト無償提供のお知らせ

仙台市の佐藤裕也眼科医院では、今回の震災で被災した人にジョンソンアンドジョンソンの使い捨てコンタクトレンズの無償提供を再度行います。

無償提供は、避難所にいる人が対象で、1人につき1カ月分を配布します。震災以前にコンタクトレンズを使用していた人に限ります。新たにコンタクトレンズを使用する人、前回(4月末)に申し込んだ人は対象外となります。

なお、5月21日(土)の発注となりますので、避難所に届くのはそれ以降となります。

また、5月20日(金)の午前中に、自衛隊が各避難所を巡回しますので、別添の申込書を渡してください。

※申込書への書き方が分からない場合は、以前使用していたコンタクトレンズの外箱を添付してもかまいません。

詳しくは、NPO法人みなとみらい・三陸(☎090-3126-2932)まで。